## 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 二酸化炭素貯留事業等安全小委員会の設置について

令和6年7月 産業保安・安全グループ

## 1. 小委員会設置の趣旨

- 〇2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、徹底した省エネ、再エネや原子力といった脱炭素電源の利用促進などを進めるとともに、鉄鋼・化学等の産業や火力発電といった脱炭素化が難しい分野においても GX を推進していくことが必要であり、こうした分野における脱炭素化を進める手段として、CO2 を回収して地下に貯留する CCS の導入が不可欠。
- ○我が国として、CCS 事業の環境整備のため、令和 6 年通常国会において「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」が審議・成立し、5月 24 日には同法が公布された。本法律には貯留事業等の許可制度や事業規制・保安規制等が措置されており、例えば貯留事業等において用いる工作物の技術上の基準や、地中へ CO2 を貯留するために保安上必要となる措置など、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から、下位法令における保安規制関係の措置事項の検討を進める必要がある。
- 〇こうした CCS 事業に係る保安規制に関する制度立案や執行状況等について議論・検討を行う場として、保安・消費生活用製品安全分科会の下に、学識経験者、研究者等から構成される「二酸化炭素貯留事業等安全小委員会」を設置する。

## 2. 委員構成(調整中)

当該小委員会の設置に係る書面審議を行った後、任命・指名手続を行う。